

## 六ヶ所都市計画地区計画の決定

六ヶ所都市計画沖付地区計画を次のように決定する。

名 称	沖付地区計画				
位 置	六ヶ所村大字尾駸字沖付、大字鷹架字発茶沢の各一部				
区 域	計画図に表示のとおり				
面 積	約 225.0ha				
地区計画の 目標	<p>本地区は、村の中心である尾駸地区と尾駸沼を介し南側対岸に位置しており、尾駸地区と一体的な生活環境エリアの形成、及び多様な研究ニーズへの対応を考慮した環境、エネルギー及び科学技術分野における研究開発機能展開エリアの形成のため、研究者・技術者の活動をサポートする「人」・「家族」を重視した良好な住宅市街地の形成と研究開発系の業務市街地の形成を目標とする。</p>				
区域の 整備・ 開発 及び 保全 の方針	土地利用の 方針	<p><b>Aゾーン（住宅地区）</b> 現在、立地企業の社宅、商業施設、文化施設などが立地した市街地が形成されている尾駸地区との機能連帯や一体性を考慮し、低層低密度の戸建住宅用地を基本とする快適な住環境の形成を図る。</p> <p><b>Bゾーン（エネルギー関連等研究開発地区）</b> 多様な研究開発ニーズへの対応を考慮しつつ、研究開発環境に悪影響を与える施設を排除し周辺環境への影響に配慮した秩序ある土地利用を誘導し、環境、エネルギー及び科学技術分野における良好な環境を有する研究開発機能の集積を図る。</p> <p><b>Cゾーン（環境保全緑地地区）</b> 海岸部からの風から本地区を守る防風林の役割を果たす緑地であり、今後も環境保全緑地として保全する。</p>			
	建築物等の 整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、快適で良好な環境を形成するため、各ゾーンにおける土地利用の方針に整合した必要な建築物等の用途の制限を行う。</p>			
地区 整備 計画	地区の 区分	地区の名称	Aゾーン 住宅地区	Bゾーン エネルギー関連等研究開発地区	Cゾーン 環境保全緑地地区
		地区の面積	約30.0ha	約150.0ha	約45.0ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。 ただし、村長が研究開発の利便又は公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたものは除く。</p> <p>(1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4)店舗、飲食店その他これらに類するもの (5)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (6)マージャン屋、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場その他これらに類するもの (7)ホテル又は旅館 (8)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (9)劇場、映画館、演劇場又は観覧場 (10)学校 (11)病院 (12)騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのある施設</p>	<p>本地区において建築物は建築してはならない。</p>